

ご購入前に必ずご確認ください

イズミクリーンの設置申請／維持管理

「イズミクリーン」は社団法人日本下水道協会が定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に則って、社団法人日本下水道協会が指定する評価機関から適合評価書を発行された商品です。この基準のなかでイズミクリーンは「排水設備」とみなされる為、**下水道地域**では以下の対応が必要となります。

◆ 設置申請

イズミクリーンを設置する場合には、地方自治体の条例・要綱等に基づき、排水設備の設置の許可申請を原則、**ご購入者様が地方自治体の指定業者（下水道指定工事店）**を介して行うものとする。

*東京都 23 区に関しましては協力会社のご紹介も可能です。

◆ 維持管理

イズミクリーンは適切に維持管理されることによって適合評価をうけたものであることをご理解の上、弊社が指定する維持管理業者とイズミクリーンを使用されるお客様間において維持管理業務委託契約書を締結し、適切な維持管理を行うものとする。

【維持管理の実施】

弊社が指定する維持管理業者が保守点検チェックシートに基づき年 1 回の定期点検（**7,350 円／回**）を行うものとする。

【維持管理データの保管及び報告】

イズミクリーンを適切に維持管理するため維持管理データを 3 年間保管するとともに、地方自治体の下水道管理者もしくは評価機関からその提出を求められた時は、速やかに報告するものとする。（弊社にて対応いたします）

下水道地域のみ上記対象となります

<p>(7) キッチンキャビネット内にディスポーザ専用のアース端子付コンセントがある。 (コンセントが無い場合は延長コードでの対応となります。) ・設置予定日より1週間以上前に連絡が必要です。</p>	□	□
--	---	---

注) 一戸建て住宅では配管を通じて外部に排気出来ることが前提条件のため、設置に先立って排気確保の為の作業 (配管洗浄、直接排気作業等) を行います。
そのため、取付前に排気状況の事前確認が必要となります。

製造元

株式会社 泉精器製作所 相談窓口担当 藤森 (ふじもり)
〒104-0041 東京都中央区新富1-6-7 (泉ビル3F)
電話 03-3555-2858 FAX 03-3555-9439

販売

有限会社 プレステージ 担当 長谷川 (はせがわ)
〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町1-1-5
電話 03-3978-3313 FAX 03-3921-6646

ご購入前に必ずご確認ください

お取り付けまでの流れ

お客様 弊社

ご購入にあたっての説明事項と設置条件の再確認【お客様】



お見積の提出【弊社】



イズミクリーン購入申込書へ記入【お客様】



お支払い（お振込み）【お客様】



サポートセンターより工事日時のお打ち合わせ【弊社】



ご訪問、取り付け【弊社】



定期点検のご説明【弊社】



定期点検のご契約【お客様】



保証書など必要書類のご送付【弊社】



設置完了報告【弊社】